

第1回 街路樹点検の実施促進のためのガイドラインに関する検討会 議事概要

日時：令和7年9月4日（木）15：00～17：00

場所：合同庁舎3号館1階道路局A会議室およびWEB会議

1. 開会

- ・規約第4条第2項により濱野委員を委員長に選定した。

2. 議事

1. 検討会の設置趣旨

- ・設置趣旨について、4に示す意見があった。

2. 街路樹点検の実施促進のためのガイドライン（骨子案）

- ・街路樹点検の実施促進のためのガイドライン（骨子案）について、4に示す意見があった。

3. 今後の進め方（案）

- ・意見なし

4. 本日の議論

① 背景・目的について

- ・街路樹がもつ多様な機能を都市全体として保全することの重要性を背景に記載することで、それが各道路管理者に周知されるガイドラインとなることを希望する。
- ・生物多様性の観点も記載いただきたい。
- ・街路樹の多面的機能を喪失してしまう更新や撤去とならないよう、留意してほしい。
- ・改定都市緑地法を踏まえ国で策定した緑の基本方針の観点や、各自治体が策定する緑の基本計画との連携の視点も加えてほしい。
- ・老木化した樹木を若い樹木に更新することで、二酸化炭素吸収量は減少ではなく、樹木の成長により増えることにもなる。更新により街路樹の質を高めることを明記しても良いのではないか。
- ・街路樹の廃材を公園のベンチとして活用することで、街路樹が吸収した二酸化炭素を固定することもできる。

② 重点的に点検を行う対象考え方について

（地域性への配慮、管理レベルの底上げにつながる効率的な点検等）

- ・街路樹の点検が十分にできていない道路管理者の管理レベルを引き上げ、全体に波及するようなガイドラインとしていただきたい。
- ・市街地や山間部といった周辺状況によっても必要な管理レベルは異なる。どのようなやり方が良いのかは、今後、しっかりと議論していただきたい。

- 地方自治体が十分な点検ができない理由（台帳未整備、技術職員不足、予算不足）を踏まえ、国による支援（データ化、技術職員の重要性周知、予算シフト）を希望する。
- 技術者不足への対応として、人員確保が重要であることをガイドラインに整理していきたい。
- 骨子案には、予算確保の工夫や技術者育成の重要性も記載いただきたい。
- 定期点検等の実施割合を上げるため、自治体の対応可能範囲や優先順位を示す対応策が必要。
- 資料３で紹介した国総研資料「街路樹の倒伏対策の手引き 第２版」においては、いわばフルスペックで実施する場合の点検や診断の方法を示しており、全てを実施することが難しい自治体がある中で、ガイドラインでは、各自治体の予算や体制等の状況に応じて点検・診断を実施できる考え方を示す必要があると考えている。
- 街路樹の基盤となる土壌や植栽柵の大きさ等、地域性が異なる。それらを反映することで、街路樹の維持管理が良い方向性になると思う。
- 公園も道路と同様に、人員等に限りがあり、効率的な点検の実施が課題である。
- 公園の点検に関する情報と、街路樹の点検に関する情報を互いに共有するなど連携していくことも触れられると良い。
- これまでの調査結果から、樹種によって特性が異なるため、データの蓄積を踏まえて重要な要素を抽出し、ガイドラインに記載することが重要。

③点検後の対応（更新・撤去を含む）について

- 点検後の樹木健全度調査や改善的な措置について、緊急に行う必要がある場合の考え方をわかりやすく示すことも必要であると考えている。
- 電線共同溝やウォークブルで舗装面が増える一方で、柵が小さくなっている。「根張り空間」の確保が重要。
- 地下空間に留意できるような考え方が提示できれば良い。
- 地上部だけでなく地下部の根の生育状況の把握が重要。共同溝整備時の樹種選定など、根系の空間確保が倒木抑止につながる。

以上